

令和2年第12回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

令和2年12月10日（木）午後3時30分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

2番	中野	栄	3番	嶺岸	勝志
4番	三須	清一	5番	大井	栄一
6番	大炊	三枝子	7番	成島	誠
8番	川村	泉治	9番	宮久保	勝
10番	根本	博			

4. 出席事務局職員

局長	増田	浩四郎
次長	大井	一郎
農地係長	富塚	隆則

5. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画（案）について
議案第4号 農地法の規定による許可を要しない土地の証明願について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出書について

三須清一会長 ただいまから、令和2年第12回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員9名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

2番 中野栄委員

3番 嶺岸勝志委員

よろしくお願いたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、御審議いただく案件は、議案第1号から議案第4号までの合計4議案についてです。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」1件。

議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」は新規設定8件、再設定2件。

議案第4号「農地法の規定による許可を要しない土地の証明願について」1件です。

以上で議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和2年12月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、説明をいたします。議案資料も1ページからとなります。

申請地は、〇〇字〇〇〇地先の畑1筆、面積は165平方メートルです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇南西側約408メートルに位置しています。位置図は、議案資料の4ページを御覧ください。

譲受人は〇〇の農業者で、譲渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。農業経営規模を拡大す

るため、自作地から近く耕作に便利な農地の所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第1号について、調査結果を報告します。

譲渡人、代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

譲受人の経営耕地面積は、自作地のみで約0.6ヘクタール、農業従事日数は、本人と妻が年間300日です。農用自動車、トラクターをそろえています。

経営農地については、全て効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号については原案どおり許可することに決定いたしました。

三須清一会長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和2年12月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、説明をいたします。議案資料は7ページからとなります。

事務局 「農用地利用集積計画（案）の決定について」。

下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日、令和2年12月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案書は3ページから、議案資料は15ページからとなります。

整理番号1番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の田1筆、面積は972平方メートルです。借受者は〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇の方です。借受期間は1年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号2番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の畑1筆、面積は794平方メートルです。借受者は〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。借受期間は1年間、借賃は全面積で〇万〇、〇〇〇円です。

整理番号3番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は3,000平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号4番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇地先の田1筆、〇〇〇〇字〇〇〇〇地先の田2筆、〇〇〇〇地先の田4筆、合計7筆、合計面積は1万6,582平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号5番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇〇地先の田6筆、合計面積は1万4,041平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ〇〇キログラムです。

整理番号6番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇〇地先の田1筆、面積は2,974平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ〇〇キログラムです。

整理番号7番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇〇地先の田3筆、合計面積は9,204平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ〇〇キログラムです。

整理番号8番、賃借権を設定する農地は、〇〇〇〇地先の田2筆、合計面積は6,042平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ〇〇キログラムです。

整理番号9番、使用賃借権を再設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇〇〇の畑1筆、面積は1,329平方メートルです。借受者は〇〇〇〇〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は無償です。

整理番号10番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の畑2筆、合計面積は524平方メートルです。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は10アール当たり年額〇万円です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第2調査会長から、議案第3号の調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第3号整理番号1番、2番の借受者の経営面積は、借受地を含め約5.1ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、母が100日です。農業用施設、大型農業機械等を一通りそろえています。

続いて、整理番号3番、4番の借受者の経営面積は、借受地を含め約13.85ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間280日、母が250日です。農業用施設、大型農業機械等を一通りそろえています。

続いて、整理番号5番から8番の借受者の経営面積は、借受地を含め約12.65ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、妻が200日です。農業用施設、大型農業機械等を一通りそろえています。

続いて、整理番号9番の借受者の経営面積は、借受地のみ約0.25ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間290日です。農用自動車、管理機、トラクターなどをそろえています。

続いて、整理番号10番の借受者の経営面積は、借受地を含め約1.2ヘクタールで、農業従事日数は、本人と子と母が年間300日、妻が350日です。農業用施設、大型農業機械等を一通りそろえています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第3号整理番号1番から10番に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

議案第3号整理番号1番から10番について、決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号1番から10番は原案どおり決定することとしました。

三須清一会長 次に、議案第4号「農地法の規定による許可を要しない土地の証明願について」審議したいと思います。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の9ページを開いてください。

議案第4号「農地法の規定による許可を要しない土地の証明願について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和2年12月10日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

申請地は、〇〇字〇〇〇地先、登記地目畑、現況地目山林1筆、面積582平方メートルの土地の判定です。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇西側約1.14キロメートルに位置しています。

土地の名義人は、〇〇の方です。

当該地は、以前から山林となっており、農地としての利用には適さない状況です。

なお、国土地理院が撮影の平成6年11月9日付の空中写真で確認したところ、山林の状況である旨確認できました。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第4号について、調査結果を報告します。

代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

現地確認では、山林となっていることが確認できました。

第2調査会では、議案第4号は全員一致で非農地と判断しました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第4号に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号は原案どおり決定することとしました。

三須清一会長 続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは、報告いたします。

報告は、第1号から3号までの3件です。

報告第1号は、「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、3件受理しました。届出事由は、住宅1件、借家住宅3棟が1件、長屋住宅及び公衆用道路1件です。

報告第2号は、「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、6件受理しました。届出事由は、住宅3件、駐車場2件、共同住宅1件です。

報告第3号は、「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、2件受理しました。届出事由は、2件とも相続です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 報告第1号から3号について、何か御意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和2年第12回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。